平成２１年（フ）第５０５号
鹿児島県鹿児島市吉野町8636番地８
債務者　鬼塚　貴子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５１４号
鹿児島県鹿児島市住吉町４番７号スカイコーポ住吉203号
債務者　笹嶺　辰美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５３１号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目38番18号
債務者　田島　　太
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
鹿児島県鹿児島市和田町56番地
債務者　新村　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
沖縄県那覇市赤嶺１丁目２番地１　エンゼルハイム小禄赤嶺206
債務者　嘉陽　宗一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２７０号
沖縄県那覇市首里崎山町４丁目86番地５
債務者　城間　聡子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２８０号
沖縄県那覇市辻１丁目９番10号　コーポ千田101
債務者　与古田洋明
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２８４号
沖縄県那覇市字古波蔵390番地１　砂辺アパート303
債務者　奥原　勇次
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２９４号
沖縄県那覇市曙３丁目９番１―1202号　あけぼの市街地住宅
債務者　村山　孝子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３４１号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目96番地　久場川市営住宅４―202
債務者　伊豆見元裕
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１７７号
宮城県大崎市古川十日町６番20号
債務者　高橋　克則
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
山口県宇部市南浜町２丁目５番11―503号
債務者　樋ノ浦浩司
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１８６号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3415番地２
債務者　恒吉　　満
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２６号
宮城県大崎市古川塚目字屋敷289番地６
債務者　内構　智恵
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
宮城県栗原市若柳字川北南砂押54番地２
債務者　山本　千春
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１６９２号
愛知県海部郡大治町大字花常字福島４番地の１　モナーク山清106号
債務者　平松　健一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３５号
神戸市中央区宮本通１丁目５番12―1503号
債務者　日浦　周治
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３６号
神戸市中央区宮本通１丁目５番12―1503号
債務者　日浦　靖子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部